

平成26年(う)第221号



控訴趣意書

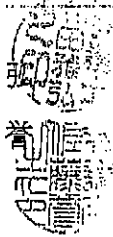
平成26年5月12日

東京高等裁判所第4刑事部 御中

被告人 石元太一

弁護人(主任) 和田雅

弁護人 佐藤



被告人石元太一に対する建造物侵入、傷害致死、凶器準備集合、詐欺被告事件につき、平成25年12月19日、東京地方裁判所刑事第18部が言い渡した判決に対する控訴の趣意は以下のとおりである。

第1	控訴理由	1
第2	原判決の事実誤認について	1
1	原判決の根本的な問題点	1
	(1)	1
	(2)	1
	(3)	1
	(4)	2
2	後行事件の事実誤認について	2
	(1) 被告人及び実行犯らの関係について	2
	(2) 被告人が、ロアビル横に到着した際の状況について	4
	(3) 被告人が、本件被害者を一旦店外に連れ出して「K」弟であることを確認する際に、暴力をふるってもこれを連れ出すことまで認識・認容していたか、について	7
	(4) 被告人は、実行犯らが金属バット等を所持してフラワー店内に向かうのを目撃したか、について	9
	(5) 小括	13
	(6) 被告人が、本件犯行後も見立の指示を受けてフラワー店内や警察に電話をかけて情報収集するとともに、本件犯行が関東連合と関係がない旨の偽装工作をしたか、について	17
	(7)	21
3	先行事件の事実誤認について	22
	(1) 先行事件の位置づけ	22
	(2) 被告人勤務先会社について	23
	(3) 本件詐欺会社における実質的経営者（オーナー）が被告人ではないこと	25
	(4) 先行事件判決の個別の問題点	26
	(5) 「T」の事件において被告人が共犯者とされていないことや、「F」の事件における検察官の質問内容からしても、被告人に対する詐欺での	

問責は不当であること	29
(6) 小括	31
第3 結語	31

第1 控訴理由一事実誤認

上記被告人に対する建造物侵入、傷害致死、凶器準備集合、詐欺被告事件につき、以下のとおり原判決には明らかに事実誤認があり、それは判決に影響をおよぼすことが明らかな事実の誤認であるから、その破棄を求める。

第2 原判決の事実誤認について

1 原判決の根本的な問題点

- (1) 原判決の量刑は、裁判員裁判によって判断されたものであるところ、詐欺被告事件（以下「先行事件」とする。）に関して先に部分判決として有罪判決がなされた後に、裁判員裁判において建造物侵入、傷害致死、凶器準備集合被告事件（以下「後行事件」とする。）の事実認定及び先行事件と後行事件とを併せた量刑判断がなされている。
- (2) この点、国民の一般的な良識や意見を反映するという裁判員裁判の意義は評価できるとしても、そうであるからこそ、当該良識や意見には予断や偏見といったものは極力排除すべきであることが職業裁判官による判決以上に求められる。

翻って、本件後行事件について見てみると凶器準備集合被告事件については、被告人は凶器の認識はなく、集合もしていないから無罪であると主張し、建造物侵入、傷害致死被告事件については、共謀がないから無罪であると主張するものであり、この被告人の主張に鑑みれば、被告人の供述の評価が本件事実認定に大きく影響を与えることは言うまでもない。

- (3) この点、原審においては、被告人と弁護人との意思疎通が十分では無

かったことから、先行事件と後行事件の弁論の併合及び部分判決までの手続の流れを原審弁護人自らが作り上げてしまった点があることは否めず、それは、本件控訴審の弁護人からすると痛恨の極みである（なお、本件控訴審における主任弁護人は、上記部分判決後裁判員裁判直前に選任されたものであり、もう一人の本件控訴審の弁護人は、本件控訴審においてはじめて選任されたものである。）。

いずれにしても、前記部分判決が、後行事件における裁判員の判断に予断及び偏見を与えたことが窺われるような場合は、当該事実認定に大きな問題点があることは当然に指摘できることである。

(4) すなわち、後行事件の裁判員は、当然ながら本件被告人の供述を、「詐欺罪で有罪判決を受けた者の供述」と受け止めることになる。

一般市民の良識として、詐欺罪で有罪判決を受けたばかりの人間の供述を、予断なく評価することが出来るであろうか。答えは否である。

これは、刑事裁判の大前提である無罪推定の原則及び予断廃除の原則に反するものであり、この点から後行事件の事実認定には大きなバイアスがかかっていることをまずは、問題点として指摘したい。

2 後行事件の事実誤認について

(1) 被告人及び実行犯らの関係について

この点、原審は、被告人及び実行犯らは先輩後輩の上下関係の厳しい上命下服の集団であるとする（原審判決書4頁3行目。なお、判決書を引用するにあたり、後行事件の判決を引用する際には、単に「原審判決書」とし、先行事件の判決書を引用する際には、「原審部分判決」とする。）。

しかしながら、被告人及び実行犯らの関係は、今回凶器準備集合罪または建造物侵入、傷害致死事件において起訴された者の中では、見立真一（以下、「見立」という。）がリーダーとは言えるものの、それは先輩

であるということ以外には、見立の持つパーソナリティーに依るものであって（見立と、実行犯グループの小池幹二（以下、「小池」とする。）及び國田正春（以下、「國田」とする。）とは中学生時代からの同級生であり、親友同士である。）、その他の人間関係としては、緩やかな先輩、後輩の関係にあったものと評価すべきである。

なぜなら、まず上記見立、小池、國田以外の実行犯は、もともと被告人とは暴走族時代の先輩後輩の関係すらないので、「上命下服の集団」という認定をすることはできないし、また、見立、小池、國田と被告人との関係についても、暴走族の現役時代は先輩後輩の上下関係の厳しい世界であったという評価が妥当するとしても、その後は、年に数回会うだけの関係としてお互い別の人脈の下に社会生活を送っており（小池証言調書3頁）、それは、いわば、体育会の先輩後輩が学生時代に厳しい上下関係の下に生活していても、OBとなり社会人ともなれば厳しい上命下服の世界とはならないといったものである。少なくとも、先輩としてある程度敬うことはあってもそれ以上のものではないことは当然であり、それに反する証拠も存在しない。

実際被告人は、今回本件事件現場である六本木ロアビルに向かうきっかけとなった実行犯の一人である百井茂（以下、「百井」とする。）の友人（被告人の知人でもある。）の誕生会2次会の会場探しと予約を百井から頼まれ、被告人のなじみの飲食店を、当該2次会の会場として予約したのであるが、百井から当該会場の店を散らかしてしまった（被告人公判供述調書96頁）という報告を受けて店にお詫び方々行くことになった。この一連の流れも、被告人と実行犯グループとの間には、上命下服の厳しい上下関係などはなく、緩やかな先輩後輩の関係しか存在しなかったことを裏付けるものである。

すなわち、被告人より1学年下の後輩の百井は、被告人に会場を予約

してもらったにも関わらず、当該友人の誕生会に、被告人を特に誘うことは無かったし、店を汚すなどしたため被告人がお詫びに行かねばならなくなるなど、結果的に被告人に面倒だけを押しつけてきているのであって、その点でも、上命下服の厳しい上下関係などにはなかったことが容易に推認される。

したがって、本件後行事件においては、関係した者達（必ずしも共犯者という意味ではなく、広い意味で、その場及び付近に居合わせた者達、という意味）の中では、見立が主導的地位にあったとしても、後輩の被告人が必ず従わなければいけない関係にあったとはいえないことに留意すべきである。

(2) 被告人が、ロアビル横に到着した際の状況について

原審判決書は、被告人が平成24年9月2日午前3時15分頃、ロアビル東側路上に到着した際、日標としている人物がK弟であること、これまでの関東連合とKグループとの抗争の歴史などから、被告人はロアビル東側路上に集合した者らは金属バットなど何らかの凶器を準備していることは推測していたと認められる、とする（原審判決書6頁1～4行目）。

しかしながら、被告人が認識する上記「関東連合とKグループとの抗争の歴史」というものを具体的に並べて考えてみるに、

①平成18年の1月ごろ、新宿の牛井屋で被告人がK弟に携帯電話を奪われた、

②その後、関東連合のOBと友人づきあいをしていてK弟に反
村兄弟の後輩のY我

なお、Y我は本件後行事件においては、凶器準備集合罪のみに問われていることは着目すべき事実であり、後に詳述する。)が、Kグループから刃物で切り付けられるという事件が起こる（添付資料1）、

③被告人の後輩[]がKグループのメンバーないしはKの友人である[]を襲撃する、

④平成20年3月ごろ、関東連合関係者のうち、特に見立と親しい友人づきあいをしていた[] X とする。)が、広尾の[]の店外でKグループのメンバーを殴った数日後、見立の誕生会の帰りにバット様の鈍器で数十人から暴行を受けて死亡したというものであるところ(被告人公判供述調書6頁ないし15頁。)、具体的にバット等の鈍器で、かつ、複数人で襲うという態様は、上記④のみであり、「関東連合とKグループとの抗争の歴史」などという曖昧かつ大げさな概念に基づいて、被告人が、「ロアビル東側路上に集合した者らは金属バットなど何らかの凶器を準備していることは推測していた」などと認定するのは、行き過ぎた飛躍であるため、明らかな事実誤認である。このような事実認定は、経験則に照らし到底是認できないというべきである。

本件後行事件の発生前の状況について、これがもし、人目につきにくいような場所(換言するなら、いかにも人を襲撃するに適したような場所)に複数人が集合しており、そこに、状況を知りつつ被告人が到着したというならいざ知らず、本件後行事件においては、そうではない。深夜とはいえ、東京都内でも有数の繁華街である六本木の中心ともいえるロアビル横に被告人が到着したところ、そこに複数の関東連合OBや関係者がいたというものである。そこから、何らかの凶器が準備されているはずだと被告人は認識していたのだ、との事実認定をすることは、予断以外の何物でもない。

実際、被告人は、本件事件現場である「スタジオフラワー」(以下、「フラワー」とする。)の店員との電話連絡の中で、フラワー内にいるのは[] K弟かどうか確認するために百井の使いの人間が店に入ることの連絡を

した後、ロアビル横に到着しているのであるし（被告人公判供述調書59頁及び60頁）、そもそも被告人は誕生会の2次会の会場付近に行く予定であったところ、途中タクシーの車内で、ロアビル付近に見立が来ることを電話で聞いたため、行き先を変更してロアビルに向かったのである（弁12号証）。このような経緯からしても、被告人の認識では、少なくともそこに百井、見立及び百井の使いの者がいることは予想していた訳であるが、その他の先輩たちや後輩たち（結果として本件後行事件の実行犯となった者達）が来ていることについては、事前に聞かされておらず認識はしていなかったのである。

それゆえ、ロアビル東側路上に集合した者達が金属バットなど何らかの凶器を準備していると被告人が推測していたなどと認定することは、あまりにも無理かつ明らかな論理の飛躍があると言わざるを得ない。

また、被告人は、ロアビル東側路上に到着した際、キャデラックに移動する前に黒色アルファードに乗車しようとしたものの、それは「8秒間というか、ほんと一瞬だと思うんですけど」（被告人公判供述調書30頁）と言うくらいの短時間であり、当然ながら当該アルファードの中にバットやマグライト等の凶器があったことを認識できたはずもない（同30頁）。少なくとも、被告人が、アルファードの中にバットがあったことを認識していたことを裏付ける証拠は、まったく本件事件においては提出されていない。

さらに、上記の点については百井も、被告人が当該アルファードに乗り込んだ時の話として

（弁護人からの「会話としては、先ほど言っていたんですけども、あなたとしては乗り込んだ記憶はないと。ただ、会話は多少したということですよ。」という質問に対して）

「まあ、あいさつ程度の会話ぐらいだったと思います。」と答え、

(弁護人からの「(アルファードに乗り込んでいた時間について) そうすると、もう時間的には本当にごく短い時間ということですか。」という質問に対して)

「そうですね。僕としては、もう太一君が車に乗ったという記憶がないので、本当に一瞬だったと思うんですけど。」と答えており、被告人と一致した供述をしている(百井証言調書43頁)。

この点、甲100号証の36番の写真には、被告人が当該アルファードから降車した後の写真があるものの、なぜか、甲101号証のDVD-Rにはその時間帯の動画はない。DVD-Rには、時間的に言えばその後である、見立がキャデラックから降車して以降、アルファードから複数人が降車して画面手前(外苑東通り方向)に向かう動画しか映っていない。そのことからやはり被告人が述べるように、当該乗車(または、乗車まではせず、アルファードの横で百井と会話しただけかもしれない)時間はほんの一瞬であることが分かる。被告人は、百井から、見立が前方のキャデラックに乗っていることを聞いて直ぐ移動したということが、事実関係から推認できる素直な帰結である。

(3) 被告人が、本件被害者を一旦店外に連れ出して **K** 弟であることを確認する際に、暴力をふるってもこれを連れ出すことまで認識・認容していたか、について

原審は、被告人が見立との会話の中で同人が **K** 弟らしき人物を連れ出すと決断したことを聞き、見立が集団で暴力をふるっても **K** 弟らしき人物を連れ出す意図を知りながら、これに協力したとする(原審判決書6頁5～13行目)。

しかしながら、被告人は、本件事件直前のキャデラック内で見立が「俺が話をするからおまえ手を出すな。」との旨を國田に申し向けたのを受けて、もう今のうちに帰らせてもらおうと「自分はもうメディア出て顔も

みんな知ってるし、今後、やっていきたいことがあるんで勤弁して下さい」との旨を見立に話して同人の了承を得たのである（被告人公判供述調書31頁及び32頁、同112頁）。

当該供述からなる話の流れは極めて自然である。また、現に被告人がロアビル内には入らずに帰宅したことは客観的に明らかであり、さらには、國田証言や■■■■証言とも一致するし、もともと被告人は当日の行動とは無関係であった旨の百井の証言とも一致する。

少なくとも、被告人が、**K**弟を連れだしたり、暴行を加えることを認識してこれに協力しようとしていたことを窺わせる証拠は、全く存しないのである。

すなわち、もし、見立らが、始めから暴力をふるってでも**K**弟らしき人物を連れ出そうと考えていたのであれば、「1人でも多い方がいい。」と考えるのが普通であり、被告人もそのような状況下では、自分だけ帰らせてくれなどと言える訳がないのであり、これすなわち、被告人はもともと、本件後行事件においては、「無関係だ。」「関係しなくてよい。」と現場の誰もが考えていたことの証である。

また、原審において被告人に殊更に共犯者であるかのように罪をかぶせるような供述をした國田ですらも、検察官からの質問に対して、『見立から「俺がとりあえず相手と話をするから、おまえは手とか出さないでくれよ」と言われ、その後被告人が、「店員とかを知ってるんで、自分では行かないほうがいいですね。」ってことを見立に言っていて、見立はそれに対して、「そうだね」っていうふうに言っていたと思います。』（國田証言8頁）と答えており、上記被告人の供述を裏付けているほどである。

さらに、本件事件直前のキャデラック内で見立が「俺が話をするからおまえ手を出すな。」との旨を國田に申し向けたが故に、本件では暴力沙汰が起きないということを被告人が信じることについては、以下の被告

低くして外を見ていなかったため凶器は見えていない旨の供述についても、捜査段階では下を向いていたとして明らかに供述が変遷しており、姿勢を低くしていたという被告人の供述は信用できないとする（原審判決書 6頁23行目～7頁2行目）。

しかしながら、被告人が捜査段階で上記姿勢について言及しているのは、「言い方は悪いですけど、隠れてたじゃないですけど、まあ下を向いていたと思うんですけど、多分」（被告人公判供述調書81頁）との旨に過ぎず、そもそも下を向くことと車内で浅く腰掛け姿勢を低くすることは矛盾することではない。

すなわち、顔の向きと身体の姿勢は別個のものであり、下を向いてかつ車内で浅く腰掛け姿勢を低くする姿勢もあるわけで、これが、仮に、被告人が車内で浅く腰掛け姿勢を低くしていたが、顔の向きは上向きだったなどと捜査段階で答えているならともかく、捜査段階で顔の向きと身体の姿勢を明確に区別して語っていない以上、上記を供述の変遷というのには明らかに言い過ぎである。

捜査段階においても、普通に考えれば、被告人の言いたかったのは要するに「間違いなく（小池から）隠れている行動」（被告人公判供述調書81頁）を取ったということのみである。

しかも、上記顔の向き及び身体の姿勢を取るに至った小池に見つかりたくないという動機についても、被告人が自分だけ現場から帰ることを小池に知られると、小池に咎められる可能性があるため、そのような事態を避けるためという被告人の説明（被告人公判供述調書35頁及び36頁）は、小池が被告人の3年先輩であり、かつ見立と同学年であって同人に意見具申しやすい関係にあることに鑑みれば十分に納得できることである。

さらに上記は、小池が自ら法廷で述べた以下の供述により裏付けられ

ている。

つまり、

①弁護人の「あなたに対して石元さんが刃向ったり、暴力をしてきたりすることはあるんですかね。」という質問に対して、小池は、「ないです。」(小池証言調書28頁)と回答した。

②弁護人の「逆に、あなたが石元さんに対して、先輩として暴力をふるったことはありますか。」という質問に対して、小池は、「あります。」(同28頁)と回答した。

③弁護人の「ただし、見立さんが絶対的だとおっしゃいますけれども、あなたのほうが何かを進言して、それで彼の気持ちを変えさせるということは今までもあったんじゃないでしょうか」という質問に対して、小池は、「進言することはあります。」(同29頁及び30頁)と回答した。

④弁護人の「そうすると、やっぱりそんなのおかしいじゃないの、襲撃というか、中に入るのに行かさないやだめなんじゃないのと、あなたがもし見立さんに言ってたら、見立さんは考えを変える可能性がなきにしもあらずじゃないですか。」という質問に対して、小池は、「僕が言ったらということですか、仮定の話。僕が見立に、石元が行かないのはずるんじゃないかという話をしたら、見立の気持ちが変わるかもしれない。」(同30頁)と問い返し、それを受けた弁護人の「そうですが。」という発言に対して、小池は、「あるかもしれないです。わからないけど。」(同30頁)と回答した。

⑤弁護人の「ただ、相弁護人から聞かれたけど、あなたがアドバイスすれば変えさせることもできるぐらいの力関係はあるわけですね。」という質問に対して、小池は、「見立に僕が進言してということですか。意見を言って、見立の考えが変わるのであれば、あるかもしれません。」(同31頁)と回答した。

⑥検察官の「仮の話だという話でしたが、今回の事件のときに、証人が見立に対して石元を何で行かせないんだっていうふうに言うってことは、証人はあり得るんですか。」という質問に対して、小池は、「何で石元だけ行かないのって聞くことはあると思います。」(同35頁)と回答した。

上述の小池自身の証言からも認められる小池と被告人との関係に鑑みれば、たとえ被告人がロアビル内に行かないことについて見立の了承を得たとしても、小池がそれに対し異を唱えれば、見立も翻意し、結局のところ、被告人もロアビル内に行かねばならなくなった可能性が大いに認められるのである。

そこで被告人は、そのような事態に陥らないようにするために、下を向き姿勢を低くして、とにかく小池の目から逃れるということを重要視したということは、きわめて自然なことであり、それ故、実行犯らが金属バット等を所持してフラワー店内に向かうのを目撃していないこともまたきわめて自然かつ明白な事実である。少なくとも、被告人が金属バット等を携行する実行犯らを目撃したと認定するには合理的な疑いが残ると言わざるを得ない。

なお、上記の、被告人が金属バット等を携行する実行犯の姿を目撃していないという事実は、甲101号証添付のDVD-Rにおける動画を見ても、説明することができる。

すなわち、実行犯らがフラワー店内に向かった後も被告人が乗ったキャデラックがロアビル東側の路上に停まっていたところ、方向転換した黒色アルファードの運転手であったY田が助手席越しにキャデラックの運転手であるA江に声を掛け、その後にはじめてキャデラックがその場を離れていることが、防犯カメラの動画で明確に確認できるのである(11番カメラの映像)。

これすなわち、下を向き姿勢を低くしていた被告人は、実行犯らがフラワー店内に向かうためにアルファードを駐車していた鳥居坂付近を去ったことにしばらく気付かず、Y田の声掛けでようやくその事を知って、自己が乗っていたキャデラックの運転手のA江に車を発進させてその場を去ったということである。

(5) 小括

ア 以上のように、被告人は①ロアビル東側路上に到着した際、当該場所に集合した者らは金属バットなど何らかの凶器を準備していることを推測していたということではなく、②本件被害者を一旦店外に連れ出してK弟であることを確認する際に、暴力をふるってもこれを連れ出すことを認識・認容していたという事実などなく、③実行犯らが金属バット等を携帯してフラワー店内に向かうのを目撃もしていない。

本件後行事件は、被告人が、事件当日フラワーの店員からK弟に似た人物がいる（具体的には、脚を怪我していて色黒でガタイのいい人物が来店している）という連絡を受けたことから始まっているのであるが、被告人の関与はごく限定されたものである。すなわち、被告人が、見立がロアビルに来るからという理由で目的ルートを変更してロアビル東側路上に到着し、本件事件が発生するまでの間に、被告人自身が本件事件に関連して行ったことと言えば、本件被害者がK弟であるかどうかの確認作業の便宜を図るために、百井の依頼の下にフラワー店員に連絡をし、百井ないしは見立と当該店員との中継役となっていたに過ぎない。

イ この点、百井の指示で本件被害者がK弟であるか上記フラワー店内に入って確認するため、フラワー店内に同店員の案内で入店し（百井証言調書9頁、 証言調書17頁）、百井にその結果を報告したり、フラワー店員にその後も2、3度電話をかけ、当該被害者

がまだ帰っていないか、まだいるかなどの確認をして百井に報告をしている。[K城] という者がいる。

上記[K城]は、百井と一緒に、金属バットが積まれた黒いアルファードに乗っていた者であるし、当該被害者を店の外に連れ出すために自らジャージに着替えたりしたものの、百井から、来なくていいよ、と言われたため結果的に店内に百井らと一緒に入ることは無かった人間であるが（弁11号証3頁）、この者は凶器準備集合罪についてのみ起訴され、懲役1年6月、執行猶予4年という判決を受けているのみである（甲106号証。第2、1項）。

「凶器の存在を認識し、本件被害者を一旦店外に連れ出して[K]弟であることを確認する際に、暴力をふるってもこれを連れ出すことのある程度認識している。」という評価は、どちらかと言えば、被告人よりは、この[K城]の置かれた立場の方がよりあてはまりやすいであろう。

しかも、[K城]は、当該被害者の同行を百井に報告していたのであるから、被告人よりも、本件被害者をどうするかについての百井らの計画についてはより多く知りうる立場であった可能性もある。

しかしながら、検察官は、上記[K城]については、凶器準備集合罪だけで起訴している。これはすなわち、[K城]については、フラワー店内に入っていないので、傷害致死罪で起訴することは、共謀があったのだろうという推測だけで行うことになるため、差し控えたものと思われる。

それならば、被告人にもそのことはそっくり当てはまるはずである。[K城]と同じくフラワー店内に入らず、そして、[K城]よりもより規範意識の高い「自らフラワー店内に入ることを断る」という行為をし、さらに、[K城]と違い、凶器となるバットの存在すら知らなかった被告人が、なぜ、凶器準備集合どころか建造物侵入、傷害致死の結果まで問

われるのであろうか。

被告人にのみ、そのような過大な制裁を加えるべく、憶測に基づく起訴がなされたことは明らかであるが、それをそのまま支持する原審の事実認定は、論理則・経験則等に照らして全く不合理ということは言うまでもない。

ウ このことは、**K城**のほかに、**Y我**に対する本件後行事件での処分をみてもわかる。

すなわち、上記2(2)でも触れたように、**K**グループから刃物で切りつけられるという襲撃を受け、平成18年3月30日付で警視庁代々木警察署長宛に被害届(平成25年2月6日付小池検察官取調書添付のもの。添付資料1)を提出し、**K**弟に相当な恨みを有していることが窺われる。**Y我**についてさえ、フラワー店内には入っていないため、上記**K城**と同様、凶器準備集合罪についてのみ起訴し、その結果**Y我**は、懲役1年6月、執行猶予4年という判決を受けている(甲106号証。第2、2項。添付資料3)。

Y我は、フラワー店内に入る直前のに、目出し帽を手渡している者である(甲100。2頁)。これは、凶器準備をある程度推測し、暴力をふるってでも本件被害者を一旦外に連れ出すことを認識していた(それ故に目だし帽を手渡しているといえる)とも推測できるであろう。

また、前記のとおり、**Y我**は**K**兄弟から襲撃を受け、**K**弟に刺され怪我を負った者であるから、**K**弟に対し、強い恨みを抱いていることは、経験則上強く推測できる。

このような**Y我**に対してさえ、検察官は、凶器準備集合罪だけでしか起訴していない。そして、**Y我**は執行猶予付きの判決を受け、社会復帰することができている。

これに対して、前述のように、凶器の認識すらなく、襲撃を予期すらしていない被告人が、しかも、**Y我**と同様フラワー店内に入らなかった被告人が、凶器準備集合どころか建造物侵入、傷害致死の結果まで問われるというのは、証拠の総合判断において論理則・経験則等に照らして全く不合理ということは言うまでもないところである。

原審が被告人について、建造物侵入、傷害致死の共謀が成立したと認定したことは、「関東連合元リーダー」とのマスコミのうたい文句により先入観を持っていたからではないかと強く疑われる。少なくとも、証拠に基づく認定とは思われない。証拠により、慎重に認定するのであれば、**K城**や**Y我**と同様の評価、すなわち、建造物侵入、傷害致死の共謀には加わっていないとの評価にしかならないはずである（被告人については凶器の認識もないので、凶器準備集合に問うこともできないはずである。）。

エ 上記 **K城** **Y我** のように、ロアビル店内に入らなかった者について、建造物侵入、傷害致死の起訴をしていない最大の理由は、そもそも、同罪の「共謀」の成立時期が極めて曖昧だからであると思われる。

検察官は、原審の公判前整理手続きにおいて、平成25年11月19日付「共謀の成立時期及び内容について」と題する書面を原審裁判所に提出している（添付資料2）。そこには、共謀の成立時期について、「平成24年9月2日午前1時27分頃、**K**がフラワー店内にいるかもしれないとの情報を入手した被告人が、その旨を共犯者百井茂に伝え、フラワー店内に偵察要員を差し向けさせるなどして、自己の犯罪として襲撃準備を始めさせた時点をもって、少なくとも被告人と百井との間での凶器準備集合罪、建造物侵入及び暴行の共謀の成立を主張するものである（共謀形態は、共謀共同正犯）」と記載されている。

しかしながら、後に原審裁判所からの示唆により、結局共謀の成立時期については、午前3時40分頃、実行犯グループがロアビル店内に向かうために出発するまでには共謀が成立していたというものとなっている。

しかしながら、実行犯グループがロアビル店内に向かうために出発するまでに建造物侵入、傷害致死罪の共謀が成立しているというのであれば、何故前記K城及びY我には、共謀がないというのか、その区別がまるで分らない。K城は、百井から頼まれて、フラワー店内に居る人物がK弟か否か、確認にまで行っているわけであるから、百井との間での暴行の共謀の成立をいうなら、被告人よりもKのほうが、より謀議への参加に近いとも評価できる。また、Y我についてはK弟から刺されて負傷している過去を持つのであるから、K弟への加害の動機という面でも、共謀への参加を基礎づけ易いはずである。

それにもかかわらず、上記兩名は、建造物侵入、傷害致死で訴追されていないというのはなぜか。それはすなわち、百井が証言するとおり、被害者に対する暴行の共同意思は、ロアビルの店内で突発的に発生したものだからに外ならず、捜査機関としても、そのことを実は認識していたからであると思われる。

少なくとも、被告人に関しては、上記K城やY我以上に、被害者に対する加害意思を有していたことを窺わせる証拠はなく（S木の証言が信用できないことは原審ですら認めている。）、建造物侵入、暴行の共謀を認定することは、無理であると言わざるを得ない。

- (6) 被告人が、本件犯行後も見立の指示を受けてフラワー店内や警察に電話をかけて情報収集するとともに、本件犯行が関東連合と関係がない旨の偽装工作をしたか、について

原審は、被告人は、①事件当日の午前3時52分頃、見立から電話で

「**K** じゃなかったっぼい」「何か話入ったら教えてよ。」などと言われ、同54分頃、状況を確認しようとフラワー店員に電話をかけ、②関東連合とは別の暴走族グループである **■** が間違えてやったっぼい」などと伝え、同57分頃、見立に電話をかけて従業員との話について報告した。③さらに、同日午前4時27分頃、麻布署の知り合いの警察官に電話をかけ、本件犯行は関東連合とは関係ないと思う旨の会話をしている、と認定している（原審判決書7頁3～1.2行目）。

しかしながら、上記事実認定には以下のとおり誤認がある。

ア ①について

まず、被告人が見立の指示を受けてフラワー店員に電話をかけて情報収集したとするのは全くの誤りである。

被告人も認めるとおり、確かに事件当日の午前3時52分頃、見立から電話で「**K** じゃなかったっぼい」「何か話入ったら教えてよ。」などと言われことはあるが、それを受けて被告人が自発的にフラワー店員に電話をかけて事実確認することは極めて自然の流れであって、偽装工作などと評価しうるものではない。

何故なら、フラワー店内に向かうために見立や國田が、乗っていたキャデラックを降りたことまでは認識しているが、その後の事実経過をまったく知らされていない被告人が、見立から電話で「**K** じゃなかったっぼい」「何か話入ったら教えてよ。」などと言われたら、最初に **K** 弟らしき人物がいると連絡をしてきたフラワーの店員に対して、どうなっているのか確認すること（被告人公判供述調書69頁）は、極めて自然で考えられることである。その行為を情報収集とせばそのとおりかもしれないが、偽装工作などと言うのは言い過ぎである。フラワー店員に電話をかけたが故に本件犯行に関わっているということはあまりにも飛躍がある。上述の事実経緯からすれば、被告人がフ

フラワー店員に電話をかけたことは至極当然の行為と言え、建造物侵入や傷害の謀議に参加していたことを推認させるものとは評価できない。

上記は、被告人が見立からの上記電話に関して「やっぱり気になりますよね。そんなこと言われたら、中で何があったんだろうって、やっぱり違ったんだって、違ったなら違ったでよかったっていう感じですよね。」という供述からも明確に裏付けられる（被告人公判供述調書70頁）。

イ ②について

被告人は、フラワーの店員に対して関東連合とは別の暴走族グループである「 が間違えてやったばい」などと伝えてはいない。

これは、「 が間違えてやったんだよねみたいな、というような話をしてたと思います。」との当該店員の供述（ 証言調書31頁）に基づくものであるが、同人のこの供述の信用性には疑問がある。

なぜなら、被告人は、本件後行事件の発生前に、自分の後輩を店内に案内して欲しい旨の電話をするなどして、当該店員と複数回連絡を取っていたのであるから、その後、いきなり自分が所属していない別の暴走族グループの名前を持ち出してそのグループが間違えてやったなどという無意味なことを言う訳がない。

しかも、当該店員は、被告人を関東連合の元リーダーという位置づけで紹介を受けてその場で電話番号まで交換しているのである（同調書3頁、同4頁）。

そのような、被告人がどういうグループに属しているかをよく知っている当該店員に対し、本件後行事件後の状況下で、被告人がいきなり自分が所属していない別の暴走族グループの名前を出してそのグループが間違えてやったなどと言う訳がない。そのような無意味な弁解

を被告人が当該店員に対してする理由がない。

当該店員の供述内容の曖昧さに照らしても、被告人がそのような発言をしていないことが窺われる。すなわち、検察官の「それは、この電話で間違いないですか。もう1つ後の電話ではないですか。」という質問に対しても、当該店員は、「ちょっとそれは記憶がわかりません。どっちの電話だったか。」という非常に歯切れの悪い供述をしているのである。

上記店員の当該供述の信用性は非常に低いと言わざるを得ない。少なくとも、当該店員が曖昧な証言しかしていない以上、本件事件直後である午前3時54分ころに被告人が当該店員にかけた電話が、偽装工作であると断定する原審の判断には、曖昧な事実を被告人に不利益に認定している点で、重大な誤認があるというほかない。

ウ ③について

原審は、事件当日の午前4時27分頃、被告人が麻布署の知り合いの警察官に電話をかけ、本件犯行は関東連合とは関係ないと思う旨の会話をしているとし、当該事実を被告人の偽装工作であると認定する。

しかしながら、法廷での被告人質問の際に示された通信明細には何故か記載がないが、平成25年1月30日付警視庁麻布警察署の■■■■警部補作成の「電話聴取結果報告書」(甲34。なお、添付資料4)によると、同日の午前4時0分頃、同警部補は被告人に架電し「ロアビル内で重傷傷害事件が起きた様だ。大勢に一人がやられたみたいだ。被害者は関東連合の人間では無いのか。関東連合は事件に絡んで無いのか。」と聞いたところ、被告人は「何があったか調べてみます。直ぐに折り返します。」と答えていることが分かる。

それを受けて午前4時27分頃に被告人が上記■■■■警部補に「やられた奴は誰なんですか。うちとは関係無いと思いますよ。」との旨を電

話しているのである。

なお、上記■■■■警部補から電話があった午前4時0分頃から被告人が■■■■警部補に電話をした同日午前4時27頃の間に見立と被告人が連絡を取り合ったという事実も無い。

もちろん、被告人が■■■■警部補に「うちとは関係無いと思いますよ。」と答えてしまったことは非難されても仕方が無いことではあるが、上記のとおり、かかってきた電話の折り返しという事情や折り返しまでの間に見立からの指示があったわけでも無いことから考えるに、被告人の架電行為を偽装工作というのは明らかに言い過ぎである。被告人が先んじて■■■■警部補に電話をかけて、「うちとは関係ない。」と言ったのであれば、偽装工作と言えなくもないが、かかってきた電話に対し、回答したことを以て「偽装工作」と評価され、それが故に、実行行為の後の行為をもって共謀の存在を認定されるのであれば、やはり事実認定のあり方に看過できない誤りがあるというほかない。

そんなことを言うのであれば、実行犯らを、アルファードから別の車に乗り換えさせるべく車を用意した人物も共犯ということになってしまう。犯行後の行為から、共謀の存在を認定するには慎重になるべきであり、原審の判断はあまりにも雑に過ぎる。

結論として、原審が認定するように上記被告人の言動をもってそれを本件犯行における共謀の裏付けとすることは、明らかに牽強付会といえるものである。

(7) 以上述べてきたことから、原審がするような「被告人が、見立を筆頭とする実行犯らとの間で建造物侵入、傷害致死の犯行を共同で実行する意思を通じ合っていた」及び「被告人が共同加害目的で凶器を準備して集合した」という事実認定は、証拠の信用性評価や証拠の総合判断において論理則・経験則等に照らして全く不合理と評価せざるを

得ない。

したがって、原判決が裁判員裁判であることを考慮しても、原判決には後行事件の事実認定において明らかな事実の誤認があり、それは判決に影響をおよぼすことが明らかであるから原判決は破棄されるべきである。

3 先行事件の事実誤認について

(1) 先行事件の位置づけ

先行事件は、上記後行事件が関東連合の元構成員による犯行と騒がれるようになったところ、生来の面倒見の良さと付き合いの広さから人脈も多岐にわたり、垢ぬけた雰囲気・ルックスも相まって当時、関東連合元リーダーという触れ込みで週刊誌、雑誌等マスメディアへの露出が多かった被告人が見せしめ的に逮捕・起訴されたものである（被告人は、平成23年5月に芸能マネジメント会社と契約し、後行事件の直前の平成24年8月には自伝の発売とその自伝の映画化の記者会見を行っている（ 証言調書1頁及び4頁））。

すなわち、平成22年12月に、西麻布で歌舞伎役者 が酒席でのトラブルから傷害を負った際に被告人は現場におり、 飲酒を強要されるなどしていたところ、 けがを負わせた加害者が関東連合元構成員とされていたことから、関東連合というのは、いわゆる不良グループの中でも危険性の高い団体であり、その元リーダーという触れ込みでマスメディアに登場していた被告人は、捜査当局にとって関東連合を象徴するような存在であった。そのため、被告人を逮捕・起訴するということは、当該関東連合そのものに対する否定的なメッセージを世の中に発信するという効果をもたらすものであり、捜査当局としては、被告人を逮捕し、重罪により

有罪判決を獲得することを、もともと予定していたと考えられる。

上記のような背景の下、後行事件発生直後の平成24年9月7日に被告人は、暴力団住吉会の組員が身分を偽ってマンションの賃貸借契約を締結したことに関連して、同住吉会の構成員であるとして詐欺容疑で逮捕された（被告人公判供述調書42頁。）。もちろん、被告人は同住吉会の構成員ではなく、当該逮捕は明らかな別件逮捕であった。

上記マンションの賃貸借詐欺事件に関しては、被告人は当然ながら不起訴処分となり（同公判供述調書42頁）、釈放された直後に、警察署から一步も出ることなく、本件後行事件の実に3年も前である平成21年9月頃から平成22年3月頃までの事件すなわち本件先行事件の容疑で再び逮捕されたのである。

捜査当局としては、上記マンションの賃貸借詐欺事件という微罪で被告人の身柄を押さえた上で、被告人に対する否定的なメッセージの発信をまずは実施し、当該勾留期間を使って本件先行事件の捜査を行い、マンションの賃貸借詐欺事件の勾留期間が切れるや先行事件でも被告人を逮捕し、被告人を外部との連絡が遮断された状態に置くことによって情報の孤立化を図り、最後に本丸の後行事件でさらに逮捕したものである。

いわば本件先行事件は、本丸の後行事件の露払いのような扱いであることに留意すべきである。

（2）被告人勤務先会社について

ア 被告人は、先行事件の事件当時である平成21年9月ころには、広告代理店である■■■■株式会社（以下「■■■■」とする。）に勤務していた。

少なからずの中小企業がそうであるように、■■■■の経理レベルを含めた会社組織としての社員及び労務の管理状況は、以下のとおりきわめて杜撰なものであった。なお、広告代理店である■■■■株式会社の従

業員や代表者は、先行事件の詐欺の共犯者とは扱われておらず、先行事件の法廷で証言した■■■■（以下、「■■■■」とする。）は、捜査段階で、黙秘権の告知を受けない参考人としての取り調べしか受けていないことからわかるとおり、■■■■株式会社は詐欺とは無関係の会社であり、被告人はその会社に所属していたことを特に強調しておく。

- ①被告人には、■■■■の営業担当として同社から年間1000万前後が支払われていたところ（■■■■証言調書3頁）、そのような社員を非常勤の社員として遇し（同2頁）、しかも、被告人の給与が帳簿に載っていないこともあるというものであった（同7頁）。
- ②アルバイト料や非常勤の社員に対する給与も帳簿に載らないこともあった（同7頁及び8頁）。
- ③広告代金も振込か現金かというのは、その都度顧客の要望に合わせてやっており、しかも、現金での売上が帳簿に載らないこともあった（同7頁）。
- ④取引先に対する広告代金も、月末締めにはするものの、翌月の特定の日を定めてもらっている訳ではなかった（同8頁）。
- ⑤それぞれの営業マンが取引先の支払うべき広告代金を立て替えることもそれぞれの営業マンの責任に任せて行うという放任状態で、当然ながら■■■■の代表取締役も当該立替の実態を正確に把握していなかった（同8頁）。
- ⑥被告人の歩合給に関しても、紹介してもらった会社との取引で出た粗利益の3割から5割を、代表取締役の判断で給与として毎月支払っており、しかも全額を支払っていた訳では無かった（同9頁）。
- ⑦■■■■や■■■■等の本件詐欺会社からの売上についても漏れがあった（同17頁）。
- ⑧福利厚生費というのは、本来、社員の福利厚生のために会社が特別

に支出する費用であるところ、[]の総勘定元帳の記載を見ると、頻繁に特定の店舗での飲食に当該費用項目が充てられ、それは客観的に見ると単なる個人的飲食を福利厚生費としているだけであることが分かる（甲89の福利厚生費の項目欄）。

イ 上記のように、[]の会社組織の労務管理や経理のレベルは非常に低レベルと言わざるを得ないのであり、同社の総勘定元帳の記載がすべて正しいことを前提に、その記載と異なる入金は詐取したものだ、と捉える原審の見方は、そもそも根本的に誤っていることを最初に指摘する。

(3) 本件詐欺会社における実質的経営者（オーナー）が被告人ではないこと

先行事件について、詐欺の実行担当者として起訴された[]
[] T は、[] や [] 本件詐欺会社の実質的経営者の存在を認め、ただ、それは被告人ではないことを明確に主張しオーナーの名前は言えないとする（[]証言調書7頁）。

この点、原審は、そのオーナーこそが被告人であると認定していることが窺われるが（被告人を詐欺会社の「社長」と認定している。原審部分判決9頁17行目。）、誤りである。

なぜなら、上記[] T 及び [] F からのメール報告は、被告人本人名義の携帯電話のメールアドレス宛になされており、かつ、詐欺会社からの広告料の振込も、被告人本人名義の口座になされていることから、被告人は自分が広告を担当していたのが詐欺会社であるとの認識を抱いていなかったことが強く推認されるからである。詐欺会社のオーナーまたは社長であれば、当然のことながら、詐欺会社の行っている行為を把握しているだろうし、当該会社が詐欺会社であることを認識しているはずである。そのような人物が、自分名義の携

帯メールに、詐欺会社からの報告を送信させたり、自分本人名義の預金口座に詐欺会社からの入金をさせたりするだろうか。答えは考えるまでもない。

なお、上記 T の供述に関連して言えば、T は地元の先輩である被告人を怖れて被告人が詐欺会社のオーナーであることを言えないのではないかとの疑念を抱かれる可能性もあるが、それととも、被告人が既に先行事件の共犯者として逮捕され、しかも、自分たちから被告人に送ったメール及び口座記録が詳らかになっている以上、そこで被告人の名前を出せないという選択は意味のあるものとは全く言えず、上記 T が名前を出せない理由が、仮に誰かを庇うものであったにしても、被告人以外の第三者を庇っていると考えるのが自然である。

(4) 先行事件判決の個別の問題点

ア 原判決は、被告人が T 及び F と共謀して詐欺をしていた理由の一つとして、被告人が T 又は F から、本件詐欺会社の売上げ、申込状況、職員の出勤状況、会社現金の残高、経費について連日詳細に報告を受けていたことを挙げる（原審部分判決9頁10～11行目）。

しかしながら、上記報告を受けることは、以下の事項に照らせば広告代理店としてむしろ当然のことといえ、それが故に共謀の成立を認定しうるものとはいえない。

① 被告人は当該会社に対して広告費の立て替えをしていたのであり、その点で当該会社から「これだけ営業をして頑張って仕事をしているのに売上が立ちません」という旨の趣旨のアピールとして報告がなされることは、何ら不自然ではない（先行事件の被告人公判供述調書6頁及び7頁。同18頁及び19頁）。

② 被告人は、当該会社に対して広告代理店としての観点から費用対効果を考えたコンサルタント的な業務もしていたのであって、

その観点からもある程度、会社の中身について報告を受ける必要があった（同調書7頁）。

- ③ ■■■と広告元との取引においては、原則としてサイトの登録数で広告料が決められるものの、結局、イタズラなどで顧客の利益にならなかった、広告の効果がなかったものについては、広告料なしとなる場合もあるため、基本的に、顧客からの詳細な報告が必要となる取引構造であった（■■■証言調書4頁ないし6頁）。
- 加えて、上記詐欺会社においては、出勤表や個人の売上のグラフといった書類が存するものの、それは、被告人には提出されておらず、被告人を詐欺会社の社長であるとするには矛盾が生じていること（同調書8頁及び9頁）。

以上からすれば、上記メール報告の事実から被告人の共謀が裏付けられることは決してないというべきである。

イ 次に、原判決は、被告人が **T** 及び **F** と共謀して詐欺をしていた理由の一つとして、本件犯行期間内に、■■■■■■■■■■名義口座から被告人名義口座に5回にわたり合計341万円が振込入金されていることを挙げる（原審部分判決9頁12～14行目）。

しかしながら、上記金員は、**T** 及び被告人がそろって供述しており、被告人が当該会社のために立て替えた広告料であることは明白である（**T** 証言調書20頁ないし24頁、先行事件の被告人公判供述調書24頁）。

この点、原判決は、■■■の総勘定元帳に記載された詐欺会社との取引額は、詐欺会社名義の口座から被告人名義の口座への入金額を大幅に下回る上、総勘定元帳で詐欺会社との取引の記載が終了した平成21年12月以降も、被告人は詐欺会社から収益の振込入金を受けていたとして被告人供述は客観的な状況に反するとする（原審部分判決1

0頁1～5行目)。

しかし、上記は、■の総勘定元帳が客観的眞実を反映しているとの前提の下ではじめて言えることであり、上記(2)で述べた■の経理レベルの低さや労務管理レベルの低さに鑑みれば、当該総勘定元帳の記載が正確であることをベースにする議論は、到底眞実味のある議論とは言えない。いわば、当該総勘定元帳をベースにすることは、全く軟弱な土台もしくは、張りぼての土台を基に、次の土台を築くようなものであるため、まっとうな経済人がベースにしているものではない。

以上の点に鑑みると、上記振込入金的事実をもって被告人の共謀を裏付けることはできないというべきである。

ウ さらに、原判決は、被告人が■及び■と共謀して詐欺をしている理由の一つとして、本件犯行期間内に、本件詐欺会社の「社長経費」から被告人の個人的使途のために支出がなされたことを挙げる(原審部分判決9頁15～16頁)。

しかしながら、■は、上記社長経費の「社長」は、■の社長である自分のことであり、当該金員は■が被告人に借りていた乃至当該会社が被告人に負っていた債務を自分の経費で支払ったものであると明確に法廷で述べているし(■証言調書8頁、同19頁)、被告人も同様に明確に法廷で述べている(先行事件の被告人公判供述調書19頁ないし21頁)。

これに対し、原判決は、被告人が当該「社長」(この場合は、オーナーと同義で使われている。)であると認定しているが、これも上記(3)で当該会社の実質的経営者に関して述べたことがそのまま当てはまる。

すなわち、仮に上記経費がいわゆるオーナー経費ということの意味しているのであれば、わざわざ被告人の携帯電話のメールアドレス宛

に報告という形で「社長経費」と明記して送信してくるとは考え難い
のであり、この点からも「社長」とは対外的に社長であると明白な**T**
■のことを指すということは、**T**の証言通り当然のことと考えられ
る。

以上から、メールにおける「社長経費」との記載も被告人の共謀を
裏付ける証拠とはならないというべきである。

- (5) **T**の事件において被告人が共犯者とされていないことや、**F**の
事件における検察官の質問内容からしても、被告人に対する詐欺での
問責は不当であること

ア 本件先行事件が、本丸の後行事件の露払いであり、被告人が詐欺の
共犯であると認定することは無理筋に過ぎることを物語るものとして、
上記詐欺会社社長**T**に対する判決においては、被告人が共犯者とは
されていないことを指摘できる（添付資料5）。

すなわち、**T**の判決においては、**F**及び氏名不詳者と共謀の上、
詐欺を行ったとの認定がなされているのである。これは、本件先行事
件の関係者である**T**や**F**が、本件後行事件発生後まもなく逮捕さ
れていることや、本件先行事件は、平成21年9月から平成22年3
月という、本件後行事件よりも2年以上前の出来事であり、しかも本
件先行事件での逮捕当時、**■**や**■**などという会社
はすでに稼働をしていなかったことと併せ考えると、いかにも奇妙で
ある。

本件先行事件に関する逮捕のタイミングから考えるに、本件先行事
件は、被告人の逮捕・勾留を狙ったものであったことが明らかである。
しかるに、被告人よりも先に起訴された**T**の事件において、なぜか
被告人は共犯とされていないのである。それは取りも直さず、本件が
無理筋で起訴されたものであることを裏付けているといえよう。

すなわち、上記（１）でも触れたように、本件先行事件の前に被告人が逮捕された被疑事件であるいわゆるマンションの賃貸借詐欺事件については不起訴とせざるを得ないため、本丸の後行事件の被告人の逮捕・起訴のための捜査の時間が欲しかった捜査当局としては、思案のあげくいわば露払いの第二の矢として、本件先行事件での逮捕という矢を放ったと解するほかないのである。

要するに、本件先行事件の逮捕・起訴に関する経緯それ自体からして、被告人の本件先行事件の関与については合理的な疑いが残るものであることを、強調しておく。

イ 上記アで述べた、被告人の詐欺に対する関与を基礎づけることが無理筋であることは、**F**の裁判における**F**自身に対する被告人質問においてもさらに明らかになる。

（ア） すなわち、**F**自身の公判の被告人質問の際には、次のようなやりとりがある。

検察官 「広告会社に石元いるのは分かりましたよね。」

「なんで広告会社に細かな、何件電話に出ないとかいうことまで報告したのですか。」

「先ほど出てきた社長経費４万１２００円とありましたが、この金は実際には、**T**が、石元がネットオークションで落とした眼鏡とかの商品の代金の振り込みを行ったお金に相当するということなんですよ。」

裁判官 「検察官は、石元の関係ばかり聞いていますが、被告人の関係は質問しないのですか。」

検察官 「しますが、組織全体の関係を聞きたいので。」

裁判官 「組織関係でも、石元の関係ばかり聞いているので被告人のこと聞いてください。」（平成２４年刑（わ）第２１

95号等被告人 F 供述調書9頁)。

(イ) このような F に対する被告人質問の内容からも、本件先行事件は、F、T ではなく、被告人を狙い撃ちにするためのものであったことが、明確に分かるのである。

(6) 小括

このように、本件先行事件については、被告人を詐欺の共犯と認定するためには、極めて不可思議なままの疑問点があり、原審の事実認定ではその疑問は解消されていない。

詐欺事件での有罪判決には重大な事実誤認があると言わざるを得ない。

第3 結語

以上見てきたように、まず先行事件については、原判決に事実の誤認があつてそれ故に被告人に詐欺罪の共謀が認定され有罪となっているのであるから、その誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

次に、後行事件については、原判決の事実認定において証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則・経験則等に照らして不合理といえるため事実の誤認があり、それ故に建造物侵入、傷害致死罪に関して被告人に共謀が認定され、凶器準備集合罪に関して共同加害目的及び凶器の準備集合が認定され有罪となっているのであるから、その誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、原判決には刑事訴訟法382条に規定する事由が存し、原判決は同法397条第1項に基づき破棄されるべきである。

以上